

平成 20 年 11 月 12 日

お客様各位

日の出証券株式会社

空売り規制の強化と空売り残高情報等の報告及び公表について

今般、空売り規制の強化に伴う金融商品取引法施行令の一部改正等が行われました。これにより、空売り残高等の情報を取引所へ報告することが義務付けられ、またその報告内容は、当該取引所によって公表されることとなりましたので、お知らせいたします。

今回追加の空売り規制措置

売付けの際に株の手当てがなされていない空売り（Naked Short Selling）の禁止。
一定規模（発行済株式総数の原則 0.25%）以上の空売りポジションの保有者に対する証券会社を通じた取引所への報告の義務付け。取引所による当該情報の公表。

平成 20 年 11 月 7 日（金）から平成 21 年 3 月 31 日（火）の時限措置となりますが、投資家の皆様におかれましては、発行済株式総数の原則 0.25% 以上の空売りポジションを保有していた場合、証券会社を通じた取引所への報告が必要となります。

尚、これは当社だけではなく、他社で同じ銘柄を空売りしておれば合算され、未決済建玉がトータルで 0.25% 以上になると報告義務が生じます。当社を通じて報告を行う場合は、担当営業員までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

なお、詳細等につきましては、関係各省庁・取引所のホームページをご覧ください。

 [金融庁](#)

 [東京証券取引所](#)

 [大阪証券取引所](#)

 [福岡証券取引所](#)

日の出証券

Hinode Securities

商号等：日の出証券株式会社 金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第 3 1 号
加入協会：日本証券業協会